

令和8年第1回港区議会定例会 提出予定案件

港 区

令和8年第1回港区議会定例会提出予定案件一覧

区長報告2件

区長報告第1号	専決処分について（令和7年度港区一般会計補正予算（第7号））	3
区長報告第2号	専決処分について（損害賠償額の決定）	4

議案32件

議案第1号	港区行政手続条例の一部を改正する条例	5
議案第2号	港区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第3号	港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第4号	港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第5号	港区公契約条例（新規）	9
議案第6号	港区特別区税条例の一部を改正する条例	10
議案第7号	港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第8号	港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	12
議案第9号	港区立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例	14
議案第10号	港区立障害保健福祉センター条例の一部を改正する条例	15
議案第11号	港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	16
議案第12号	港区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（新規）	17
議案第13号	港区学童クラブ条例の一部を改正する条例	18
議案第14号	港区介護保険条例の一部を改正する条例	19
議案第15号	港区立みなと芸術センター条例の一部を改正する条例	20
議案第16号	港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第17号	港区立学校設置条例の一部を改正する条例	22
議案第18号	港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第19号	港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	24
議案第20号	港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第21号	令和7年度港区一般会計補正予算（第8号）	26
議案第22号	令和7年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第2号）	26

議案第23号	令和7年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）	26
議案第24号	令和8年度港区一般会計予算	26
議案第25号	令和8年度港区国民健康保険事業会計予算	26
議案第26号	令和8年度港区後期高齢者医療会計予算	26
議案第27号	令和8年度港区介護保険会計予算	26
議案第28号	工事請負契約の承認について（港区立特別養護老人ホームサン・サン赤坂等外壁等改修工事）	27
議案第29号	指定管理者の指定について（港区立赤羽橋駅自転車駐車場）	28
議案第30号	訴えの提起について	29
議案第31号	包括外部監査契約の締結について	30
議案第32号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	31

追加議案2件

港区監査委員の選任の同意について	32
人権擁護委員候補者の推薦について	32

(参考)

区長報告 2件			
専決 処分	2件	内訳 令和7年度補正予算 損害賠償額の決定	1件 1件
議案 32件			
条例	20件	内訳 新規制定 一部改正	2件 18件
予算	7件	内訳 令和7年度補正予算 令和8年度予算	3件 4件
その他	5件	内訳 工事請負契約の承認 指定管理者の指定 訴えの提起 包括外部監査契約の締結 広域連合規約の変更協議	1件 1件 1件 1件 1件
追加議案 2件			
人事 案件	2件	内訳 監査委員の選任の同意 人権擁護委員候補者の推薦	1件 1件

令和8年第1回港区議会定例会提出予定案件（概要）

区長報告第1号

【企画経営部財政課】

専決処分について（令和7年度港区一般会計補正予算（第7号））

本件は、令和7年度港区一般会計補正予算（第7号）について専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。

【専決処分をした日】

令和8年1月19日

【補正予算額】

1億9,232万2,000円

【概要】

令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費の計上

専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、清掃車による物損事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（損害賠償額を決定した日）】

令和8年1月30日

【概要】

令和5年2月2日、港区高輪一丁目3番2号のマンションの地下2階駐車場内において、区の清掃車（小型プレス車）がごみ保管場所に接近するために後進した際、完全に格納されていなかった駐車場の防火シャッターに衝突し、防火シャッターの座板を損傷させた物損事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

マンションの地下2階駐車場の防火シャッターの座板が損傷しました。これに伴う損害額は、次のとおりです。

相手方（マンション管理組合）：345,400円

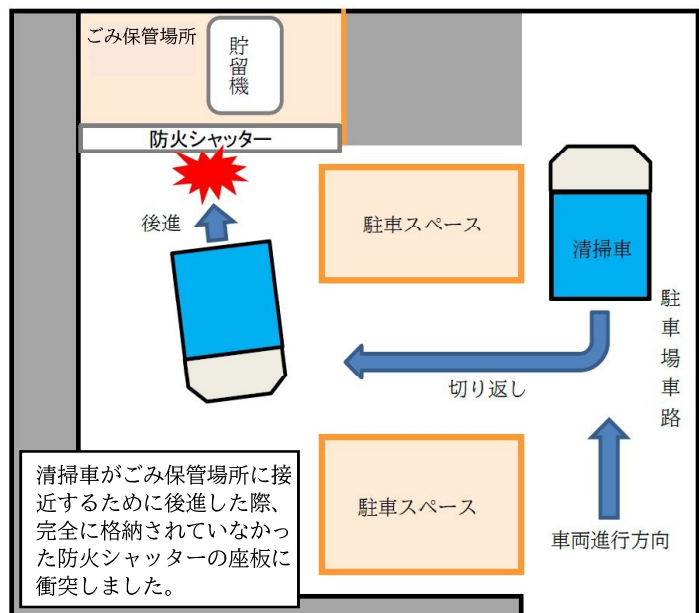
【責任の割合】

区：70% 相手方：30%

【損害賠償額】

241,780円

【事故状況図】



港区行政手続条例の一部を改正する条例

本案は、「行政手続法」の一部改正を踏まえ、聴聞等の通知に係る公示送達の方法を変更するものです。

【法令改正の背景】

令和4年6月、国のデジタル臨時行政調査会により「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、行政による代表的なアナログ規制^{※1}の見直しが必要であるとされました。これを踏まえ、デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、書面掲示規制の見直しとして、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達^{※2}をインターネットによる公表等により行うこととする行政手続法の改正が行われました。

※1 代表的なアナログ規制として、「目視」「定期検査・点検」「実地監査」「常駐・専任」「書面掲示」「対面講習」「往訪閲覧縦覧」の7項目が挙げられています。

※2 公示送達とは、送達すべき書類について名宛人の所在が明らかでない場合等において、送達に代えて所定の掲示場に一定期間掲示することで法的に到達したものとみなす制度をいいます。

【条例改正の内容】

①名宛人の所在が判明しない場合の聴聞の通知及び弁明の機会の付与の通知における公示送達の方法として、区規則で定める方法（インターネットによる公表を想定）に加え、掲示場での掲示等により行うこととします。

②その他規定の整備

【施行期日】

令和8年5月21日

港区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、条件付採用期間中の職員の分限に係る事由を定めるものです。

【条例改正の背景】

職員を新規で採用する際には、一定期間において職務を良好な成績で遂行できたことをもって正式採用とする条件付採用を行っています。

条件付採用期間中の職員には、正式採用後の職員と同じような身分保障はなく、これらの職員の中に適格性を欠く者がいるときには、条例に分限の事由が定められていない限り、任命権者の裁量権の範囲内において降任又は免職を行うことが可能となっています。

条件付採用期間中の職員に適用されている分限処分の公正性、平等な取扱いをより明確化するため、降任又は免職を行う事由を条例で定めます。

【条例改正の内容】

①条件付採用期間中の職員を降任し、又は免職する事由※を以下のとおり定めます。

- ・勤務実績が良くない場合
- ・心身の故障により職務遂行に支障があり又はこれに堪えない場合
- ・必要な適格性を欠く場合

※正式採用後の職員と同等の事由を定めます。

②その他規定の整備

【施行期日】

令和8年4月1日

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、管理職員が週休日に勤務を要する場合における時間単位の勤務時間の割振り変更を可能とするものです。

【条例改正の背景】

職員が週休日に勤務を要するため平日に週休日の振替等を行う場合、現行では1日を単位として週休日を振り替えるか、半日を単位として勤務時間の割振り変更を行うかに限られています。

行事に出席する場合など管理職員が週休日に勤務した際に、勤務時間が半日相当の時間数に満たない場合には、勤務時間を平日に割振り変更することができないことから、より働きやすい職場環境を整備するため、管理職員が勤務時間の割振り変更をより柔軟に行うことができるよう条例改正を行います。

【条例改正の内容】

- ①管理職員が週休日に勤務する必要がある場合において、1時間単位で勤務時間の割振り変更を行うことができることとします。

例：月曜日の1時間の勤務時間を日曜日における1時間の勤務時間に割振り変更する。



- ②その他規定の整備

【施行期日】

令和8年4月1日

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け管理職員の給与を改定するほか、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大等をするものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会から、管理職員の役割の重要度が増している状況に鑑み、管理職の職務・職責をより重視した給与体系の実現と処遇改善について勧告がなされたことを受け、管理職員に係る給与制度の見直しを行います。

また、人材確保及び世代間の給与配分の適正化等の観点から技能系職員の給料表の見直し等を行うとともに、支給対象となる職員の平均給料月額を基準として算出している宿日直手当について、令和7年に行った給料月額の引上げを踏まえて支給額の上限額を引き上げます。

【条例改正の内容】

- ①部長級の給料表について給料月額刻みの大きい簡素な号給構成に変更するとともに、課長級の給料表について初号近辺の号給をカットし、初号の給料月額を引き上げます。
- ②行政職給料表(二)の級の号給数を見直すとともに、必要な号給の切替えを行います。
- ③平日における管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯を拡大します。
午前零時から午前5時まで → 午後10時から翌日午前5時まで
- ④宿日直手当の支給額の上限額を引き上げます。
通常時 9,200円 → 9,500円
年末年始 11,500円 → 11,800円
- ⑤その他規定の整備

【施行期日】

令和8年4月1日。ただし、④については公布の日

【適用期日】

④については、令和7年4月1日

港区公契約条例（新規）

本案は、区における公契約の適正な履行の確保等を図るため、新たに条例を制定するものです。

【条例制定の背景】

区はこれまで「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱」により、独自の最低賃金水準額を定め、工事請負契約及び長期継続契約において労働環境の確保の促進を図ってきました。

近年、物価や賃金の急上昇や人手不足、下請を担う区内中小企業の減少など、労働環境を取り巻く環境が大きく変化しており、労働環境確保の取組を更に強化し、公共サービスの安定的な確保に取り組んでいく必要があります。

今後も、適切な入札・契約制度を運用しつつ、公共サービスの質の確保と安定的な提供を継続していくため、区と受注者双方の責務や履行を担保する権限等を明確化し、取組を強化するため、条例を制定します。

【条例の主な内容】

- ①公契約に係る基本方針を定めます。
- ②区及び受注者の責務並びに区内事業者の活用について定めます。
- ③労働報酬下限額の決定及び港区労働報酬等審議会の設置について定めます。
- ④受注者への報告義務、立入調査、是正措置等について定めます。
- ⑤公契約において締結する契約事項について定めます。

【施行期日】

令和9年4月1日。ただし、③については令和8年4月1日

港区特別区税条例の一部を改正する条例

本案は、「地方税法」の一部改正に伴い、納税通知書等に係る公示送達の方法を変更するものです。

【法令改正の背景】

国のデジタル臨時行政調査会により「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、行政による代表的なアナログ規制の見直しが必要であるとされました。これを踏まえ、デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、書面掲示規制の見直しとして、納税通知書、督促状等に係る公示送達をインターネットによる公表等により行うこととするなどの地方税法の改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①公示送達について、地方税法施行規則に定める方法（インターネットによる公表）に加え、掲示場での掲示等により行うこととします。
- ②その他規定の整備

【施行期日】

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日※

※改正法の公布の日（令和5年3月31日）から起算して3年3か月を超えない範囲内において政令で定める日

議案第7号

【街づくり支援部地域交通課】

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

本案は、芝公園駅自転車駐車を新たに設置するものです。

【条例改正の背景】

芝公園駅周辺における放置自転車対策として、駅に近接する区有地に収容予定台数70台の自転車駐車を新たに整備します。

【条例改正の内容】

①自転車駐車場の名称及び位置を定めます。

名 称 港区立芝公園駅自転車駐車場

位 置 港区芝公園二丁目513番4

②港区立芝公園駅自転車駐車場の利用方法を一時利用のみとします。

【施行期日】

区規則で定める日（令和8年9月1日予定）

【位置図】



港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、都市計画が変更された田町駅東口地区地区計画及び品川駅西口地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるものです。

【各地区の街づくりの概要】

①田町駅東口地区

本地区は、JR田町駅や都営地下鉄三田駅に近接する交通利便性が高い立地特性を有しています。駅東西と周辺市街地へのアクセス性を向上させる歩行者ネットワークの形成、産官学連携拠点の形成等により、土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図り、にぎわいある複合市街地の形成を目指しています。

②品川駅西口地区

本地区は、品川駅の西側に位置し、変化に富んだ地形や緑、大街区での土地利用がなされてきた地区であり、本地区周辺では、環状第4号線等の整備事業が行われています。多様な都市機能の導入と緑豊かな空間の調和の取れた複合市街地を形成するまちづくりが進められています。

【条例改正の内容】

①田町駅東口地区地区計画の都市計画の変更

- ・地区整備計画の区域について、条例で引用している東京都告示番号を変更します。
- ・計画地区「複合開発地区」の名称を「A街区」に改めるとともに、新たに「B街区」、「C街区」及び「D街区」を加えます
- ・計画地区の区域に建築してはいけない建築物、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の壁面の位置、建築物の高さの最高限度及び建築物の建築の限界の制限を定めま

②品川駅西口地区地区計画の都市計画の変更

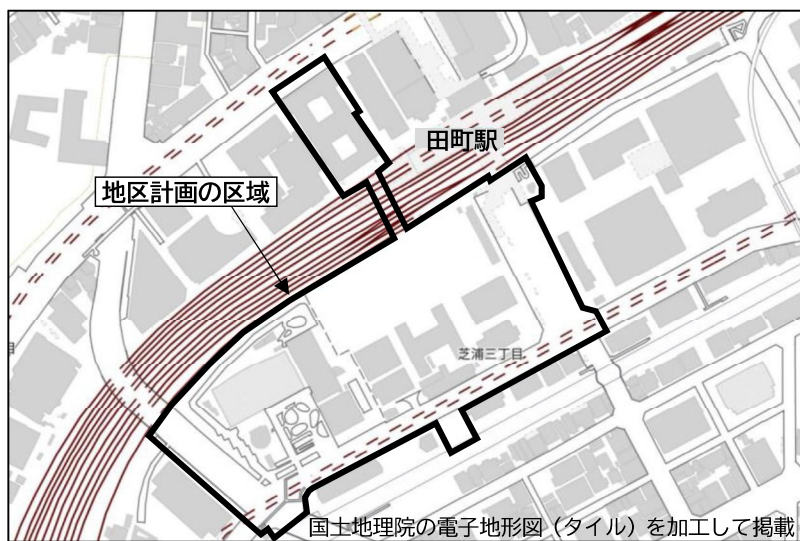
- ・地区整備計画の区域について、条例で引用している東京都告示番号を変更します。
- ・計画地区「B地区」を細分化するとともに、新たに「D地区」を加えます。
- ・計画地区の区域に建築してはいけない建築物、建築物の容積率の最高限度、建築物の容積率の最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置、建築物の高さの最高限度及び建築物の建築の限界の制限を定め

【施行期日】

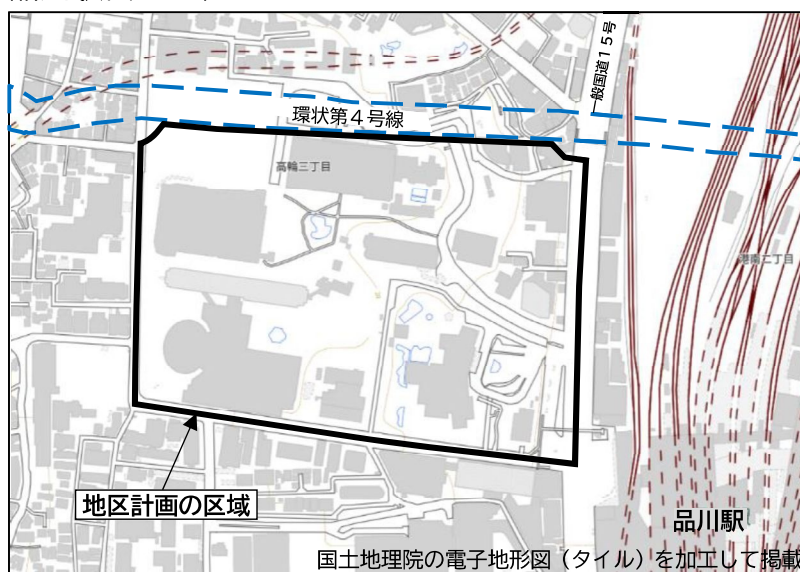
公布の日

【位置図】

①田町駅東口地区



②品川駅西口地区



港区立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例

本案は、母子生活支援施設が行う事業に母子一体型ショートケア事業を追加するものです。

【条例改正の背景】

区では、児童相談所の一時保護所に長期入所した児童が家庭に復帰した際に親子関係を回復できずに一時保護所に再入所するケースや、夫婦間の問題により子どもと一緒に配偶者から一時的に距離を置いて関係を再構築したいというケースがあるなど、親子関係や夫婦関係において様々な課題が生じており、これらに柔軟に対応できる更なる支援が求められています。

家庭状況に応じた関係修復への支援等を充実させるため、母子生活支援施設で母子一体型ショートケア事業*を実施します。

※母子一体型ショートケア事業では、親の養育行動や親子関係の改善に向け、居室内での生活を見守りながら、育児や家事の支援、母親及び子への心理的ケアなどを行います。

【条例改正の内容】

- ①母子生活支援施設で実施する事業に母子一体型ショートケア事業を加えます。
- ②母子一体型ショートケア事業の実施に必要な規定を整備します。

【施行期日】

令和8年4月1日

港区立障害保健福祉センター条例の一部を改正する条例

本案は、障害保健福祉センター分館を新たに設置するほか、自立訓練の利用対象者の範囲を拡大するものです。

【条例改正の背景】

港区立障害保健福祉センターで行う生活介護や放課後等デイサービスにおいては、医療的ケアなど重度障害者の利用者の増加が見込まれており、特に生活介護については定員に達していることから、早期に利用定員の拡大が必要な状況となっています。これを踏まえ、事業の利用定員の拡大を図るため、障害保健福祉センターに近接する民間ビルを賃借して、港区立障害保健福祉センター分館を新たに設置します。

また、施設で実施している自立訓練について、身体障害のない高次脳機能障害者等もサービスを利用することができるよう、利用対象者の範囲を拡大します。

※生活介護や放課後等デイサービス等については引き続き港区立障害保健福祉センターで実施し、障害者が自身で通所する就労継続支援等については分館で実施します。

【条例改正の内容】

①施設の名称及び位置を定めます。

名 称 港区立障害保健福祉センター分館

位 置 港区芝四丁目18番7号

②障害の種別にかかわらず自立訓練を利用できることとします。

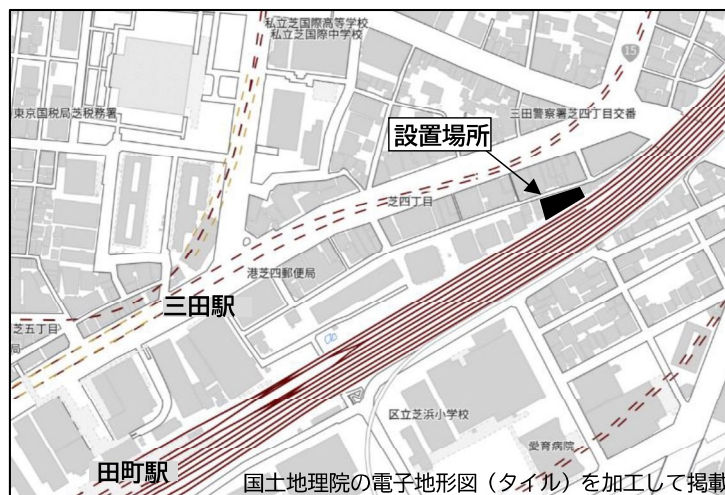
③その他規定の整備

【施行期日】

①及び③については、区規則で定める日（令和9年4月1日予定）

②については令和8年4月1日

【位置図】



港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

本案は、国の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、乳児等通園支援事業者が定める運営規程に関する基準の変更等をするものです。

【法令改正の背景】

児童福祉法において、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度として、乳児等通園支援事業※が定められ、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく保護者への新たな給付事業として実施されます。

これと併せて、乳児等通園支援事業を円滑に実施することができるよう、省令改正が行われました。

※乳児等通園支援事業の通称は、「こども誰でも通園制度」です。

【条例改正の内容】

- ①運営規程に定める利用定員について、乳児及び幼児の区分ごとに定員を定めることを不要とします。
- ②その他規定の整備

【施行期日】

令和8年4月1日

港区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（新規）

本案は、「子ども・子育て支援法」の一部改正に伴い、給付の対象となる特定乳児等通園支援事業として確認するための基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。

【条例制定の背景】

新たな通園制度として児童福祉法に定められた乳児等通園支援事業は、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく保護者への新たな給付事業として実施されます。

区の認可を受けた乳児等通園支援事業者に対して、給付費の代理受領ができる特定乳児等通園支援事業者として区が確認を行うための基準を定めるため、条例を制定します。

【条例の主な内容】

- ①適切な環境確保や子どもの意思及び人格尊重などの特定乳児等通園支援事業者に対する一般原則について定めます。
- ②一時間当たり及び一月当たりの利用定員に関する基準を定めます。
- ③子ども及び保護者に対する面談、相談及び援助に関する事項を定めます。
- ④重要事項の掲示、事故発生の防止及び発生時の対応等に関する事項を定めます。

【施行期日】

令和8年4月1日

港区学童クラブ条例の一部を改正する条例

本案は、放課GO→学童クラブあかばねの実施場所を変更するとともに、放課GO→学童クラブしばはまの実施場所を追加するものです。

【条例改正の背景】

港区立赤羽幼稚園の園舎等の新築工事が令和8年7月末に完了することに伴い、新築された建物内で学童クラブ事業を実施するため、放課GO→学童クラブあかばねの実施場所を変更します。

また、港区立芝浜小学校の児童数の増加に伴い、今後見込まれる学童クラブ事業の需要等に対応するため、放課GO→学童クラブしばはまの実施場所を追加します。

【条例改正の内容】

①放課GO→学童クラブあかばねの実施場所を変更します。

港区三田二丁目6番2号 → 港区三田一丁目4番52号

②放課GO→学童クラブしばはまの実施場所を追加します。

位置 港区芝浦三丁目1番16号

【施行期日】

区規則で定める日（①については令和8年9月1日予定、②については同年8月1日予定）

【位置図】

①放課GO→学童クラブあかばね



②放課GO→学童クラブしばはま



港区介護保険条例の一部を改正する条例

本案は、「介護保険法施行令」の一部改正に伴い、令和8年度における第1号被保険者の保険料率の算定等に係る特例を定めるものです。

【法令改正の背景】

令和7年度税制改正において、物価上昇における税負担の調整及び就業調整への対応として、給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に引き上げる見直しが行われました。これにより、運営主体である各自治体では、一部の介護保険被保険者において合計所得金額に応じた所得段階の移動が生じることで、第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度まで）における保険料収入が減少する可能性があります。

国は、保険料収入の減少を可能な限り防ぐ観点から、所得段階の移動が生じる可能性のある第1号被保険者について、引き続き令和7年度と同様の保険料率となるよう、令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例を定める介護保険法施行令の改正を行いました。

【条例改正の内容】

- ①給与等の収入金額が55万円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額について、令和8年度に限り、算定した合計所得金額に給与所得控除の引上げによる変更額を加算した額を用いることとします。
- ②第1号被保険者及びその世帯員において、給与所得控除額の引上げにより特別区民税が非課税となる者については、引き続き特別区民税が課税されているものとみなして、令和8年度の保険料率の算定を行うこととします。

【施行期日】

令和8年4月1日

港区立みなと芸術センター条例の一部を改正する条例

本案は、みなと芸術センターの使用料の後納を可能とするものです。

【条例改正の背景】

令和9年11月に開館を予定している港区立みなと芸術センター（以下「センター」といいます。）は、他の公の施設と同様に使用料の支払は前納とすることを条例で定めています。

全国で実施されている演劇系の公演等においては、リハーサルや公演中に演出が変わるなどの現場での調整が生じ、必要な付帯設備等の追加や変更が頻繁に行われていることが明らかになりました。

センターでの公演等がより良いものにつながるよう、付帯設備等の追加や変更に対応し、使用料の後納を可能とするため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

区長が必要と認めるときは、使用料を後納とすることができることとします。

【施行期日】

公布の日

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「大学等における修学の支援に関する法律」等の一部改正に伴い、条例で引用している用語を改めるものです。

【法令改正の背景】

職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専修学校における教育の充実を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設等をする学校教育法の改正が行われました。これに伴い、専修学校の専門課程の在籍者の呼称等を変更する「大学等における修学の支援に関する法律」の改正が行われました。

【条例改正の内容】

条例で引用している用語を以下のとおり変更します。

- ・「学生等」 → 「学生」
- ・「学科」 → 「専門課程」
- ・「夜間学科」 → 「夜間課程」

【施行期日】

令和8年4月1日

港区立学校設置条例の一部を改正する条例

本案は、赤羽幼稚園の位置を変更するものです。

【条例改正の背景】

幼稚園園舎等の新築工事に伴い、港区立赤羽幼稚園は港区立赤羽小学校の校舎内の一部を仮園舎として使用してきましたが、令和8年7月末に新築工事が完了することに伴い、幼稚園を新園舎に移転して運営を開始するため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

港区立赤羽幼稚園の位置を変更します。

港区三田二丁目6番2号 → 港区三田一丁目4番52号

【施行期日】

教育委員会規則で定める日（令和8年8月10日予定）

【位置図】



港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、幼稚園教育職員の管理職員が週休日に勤務を要する場合における時間単位の勤務時間の割振り変更を可能とするものです。

【条例改正の背景】

幼稚園教育職員が週休日に勤務を要するため平日に週休日の振替等を行う場合、現行では1日を単位として週休日を振り替えるか、半日を単位として勤務時間の割振り変更を行うかに限られています。

行事に出席する場合など管理職員が週休日に勤務した際に、勤務時間が半日相当の時間数に満たない場合には、勤務時間を平日に割振り変更することができないことから、より働きやすい職場環境を整備するため、管理職員が勤務時間の割振り変更をより柔軟に行うことができるよう条例改正を行います。

【条例改正の内容】

- ①管理職員が週休日に勤務する必要がある場合において、1時間単位で勤務時間の割振り変更を行うことができることとします。
- ②その他規定の整備

【施行期日】

令和8年4月1日

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大等をするものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会から、管理職員の役割の重要度が増している状況に鑑み、管理職の職務・職責をより重視した給与体系の実現と処遇改善について勧告がなされたことを受け、幼稚園教育職員のうち管理職員に係る給与制度の見直しを行います。

【条例改正の内容】

- ①平日における管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯を拡大します。
午前零時から午前5時まで → 午後10時から翌日午前5時まで
- ②その他規定の整備

【施行期日】

令和8年4月1日

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「公職選挙法施行令」の一部改正を踏まえ、選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるものです。

【条例改正の背景】

公職選挙法施行令に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方によって、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しが行われています。

最近における物価の変動を踏まえ、国会議員の選挙における選挙運動に関し、公費負担の限度額を引き上げる公職選挙法施行令の改正が行われました。

これに準じて、区においても選挙運動用ビラ作成及びポスター作成に係る公費負担の限度額を引き上げます。

【条例改正の内容】

- ① 1枚当たりのビラの作成に係る経費について、公費負担の限度額を引き上げます。
7円73銭 → 8円38銭
- ② 1枚当たりのポスターの印刷に係る経費について、公費負担の限度額を引き上げます。
541円31銭 → 586円88銭

【施行期日】

公布の日

**議案第21号～第23号
令和7年度補正予算**

【企画経営部財政課】

議案第21号

令和7年度港区一般会計補正予算（第8号）

議案第22号

令和7年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

議案第23号

令和7年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）

【内容】

上記3案の概要は、別表のとおりです。

**議案第24号～第27号
令和8年度予算**

【企画経営部財政課】

議案第24号

令和8年度港区一般会計予算

議案第25号

令和8年度港区国民健康保険事業会計予算

議案第26号

令和8年度港区後期高齢者医療会計予算

議案第27号

令和8年度港区介護保険会計予算

議案第28号

【総務部契約管財課】

工事請負契約の承認について（港区立特別養護老人ホームサン・サン赤坂等外壁等改修工事）

本案は、港区立特別養護老人ホームサン・サン赤坂等外壁等改修工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模 外壁改修工事
防水改修工事
外構改修工事
- 工事場所 港区赤坂六丁目6番14号
- 概要 「港区公共施設マネジメント計画」に基づき、外壁等改修工事を実施します。

【工事場所】



【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額 3億2,010万円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和9年3月12日まで
- 契約の相手方 港区新橋五丁目33番8号
株式会社長沼組東京支店

【現況写真】



指定管理者の指定について（港区立赤羽橋駅自転車駐車場）

本案は、赤羽橋駅自転車駐車場の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立赤羽橋駅自転車駐車場	港区東麻布一丁目30番地

- 指定管理者 品川区西五反田四丁目32番1号NCD株式会社内
NCDグループ
（代表団体） NCD株式会社
（構成団体） 株式会社ニッケイトラスト

- 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※令和8年3月31日までは暫定自転車駐車場として運用しています。

本案は、建物収去土地明渡し等の請求に関する民事訴訟を提起するものです。

【事件の概要】

○当事者

原告：港区

被告：株式会社新日本コーポレーション（建物所有者。以下「被告①」といいます。）
東京ガスリックリビング株式会社（建物占有者。以下「被告②」といいます。）

○概要

被告①は、港区海岸三丁目にある建物（以下「本件建物」といいます。）を買い受け、本件建物が特別区道上にあるにもかかわらず、本件建物のある土地を区の許可を受けずに、不法に占有しています。また、被告②は、本件建物を被告①から賃借して占有しています。

よって、区は、被告①に対して本件建物の収去による土地の明渡し、不当利得の支払等を求め、被告②に対して本件建物からの退去による土地の明渡し等を求める訴えを提起します。

包括外部監査契約の締結について

本案は、令和8年度における包括外部監査を実施するため、包括外部監査契約を締結するものです。

【概要】

包括外部監査とは、地方自治法に基づき、区の組織に属さない弁護士、公認会計士等の専門家が、外部監査人という第三者の立場から独自に監査を行う制度です。

区では、平成13年度から包括外部監査を実施しており、平成30年度からは2会計年度に1回実施しています。

【内容】

- 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 契約の相手方 公認会計士 木下 哲 氏
- 契約の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 契約の金額 990万円を上限とする額

※直近3回の包括外部監査のテーマ

- 令和6年度 区政におけるガバナンス視点と内部統制の構築及び運用の状況について
- 令和4年度 多様性の尊重に関する事業の財務事務の執行について
- 令和2年度 環境に関する事業の財務事務の執行について

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

本案は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁方法の特例を定めるため、規約の一部を変更するものです。

【制度の概要】

後期高齢者医療制度は、都道府県の区域ごとに全ての区市町村が加入する広域連合を設立し、広域連合が運営主体となることが高齢者の医療の確保に関する法律で定められています。広域連合の運営により財政リスクの軽減を図り、安定した制度運営が可能となるほか、事務処理の効率化が図られています。

後期高齢者医療制度における保険給付の財源は、患者の自己負担を除き、公費（国・都・区市町村の負担が約5割）と現役世代からの支援（国民健康保険や被用者保険等からの負担が約4割）のほか、被保険者の保険料（約1割）となっており、保険料で賄うべき割合は、2年ごとに見直しています。

保険料の見直しに当たっては、保険料の負担が急激に増加しないようにするため、各区市町村の一般会計から経費を負担するかどうかを検討しています。一般会計から経費を負担する場合には、規約の変更が必要になります。

【内容】

令和8年度分及び令和9年度分の保険料の負担の軽減のために、関係区市町村の一般会計から経費を負担することとします。

【施行期日】

令和8年4月1日

(追加議案)
人事案件

○港区監査委員の選任の同意について

本案は、令和8年3月31日で任期満了となる有賀謙二委員の後任者について、選任の同意を求めるものです。

○人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和8年6月30日で任期満了となる水野伸子委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。